

再評価書

箇所名	磯津地区海岸		事業名	海岸高潮対策事業	課名	港湾・海岸課
事業概要	工 期	H16年～H29年	全体事業費	2,100百万円(負担率：国1/2：県1/2)		
	(下段当初)	H16年～H29年	(下段当初)	2,150百万円(負担率：国1/2：県1/2)		

事業目的及び内容

磯津地区海岸は、伊勢湾に面した四日市市南部の鈴鹿川河口部と磯津漁港に挟まれた場所に位置します。海岸の背後地は、三方を北側の鈴鹿川河川堤防、東側の海岸堤防、南側の磯津漁港で囲われており、ここに家屋と事業所が密集しています。

当海岸の海岸保全施設は、伊勢湾台風後の築造から既に50年以上が経過し、波浪による海岸侵食にさらされており、年々汀線が後退しています。また、堤防の老朽化（表法面のひび割れや堤体の沈下等）が著しく生じています。

このような状況から地元住民は、危機感を抱いており、一刻も早い施設整備が望まれています。

当事業は堤防の老朽化対策として補強を、地震対策として地盤改良をそれぞれ行いました。更に、堤防の沖合に離岸堤を、前面に養浜をそれぞれ設置する面的防護方式を採用することで、高潮や波浪による災害を防除し、堤防背後の生命と財産を守る事業です。

事業計画期間は平成16年度から平成29年度（完了予定）までであり、全体事業費は21億円を予定しています。

【事業概要】

(磯津地区)	H22～H25, 29年度	離岸堤	L=300m (100m×3基)
	H26～H29年度	養浜	V=79, 200m ³
	H16～H21年度	堤防（補強）	L=400m
		堤防（地盤改良）	L=200m

なお、当地区海岸の南側については、四日市市が管理する磯津漁港海岸となっており、県と連携して、離岸堤、養浜、堤防（補強）を整備しています。

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

三重県が実施している海岸整備事業で、事業採択後10年が経過した継続事業であり、現在も継続中です。このため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

2-1 事業の進捗状況

全体事業費21億円に対して、約8億5千万円が施工済みとなり、進捗率は約40%となっています。

地区名	工種	全 体 計 画		全体事業費 (単位：千円)	施工済額 (単位：千円)	残事業費 (単位：千円)	進捗率 (事業費)
		全 体	整備済み				
磯津地区	離岸堤	300 m	250 m	697,900	497,900	200,000	71.3%
		3基	2.5基				
	養浜	79,200 m ³	0 m ³	1,055,000	0	1,055,000	0.0%
	堤防（補強）	400 m	400 m	300,000	300,000	0	100.0%
合 計				2,100,000	845,000	1,255,000	40.2%

H25再評価時点

2-2 今後の見込み

厳しい財政状況ではありますが、地元からの早期完成の要望も強く、引き続き事業の進捗を図り、平成29年度の完成を目指しています。

2-3 四日市市の事業との連携調整状況

県と市が歩調をあわせて事業を実施していきます。

3 事業を巡る社会経済情勢等の変化

堤防背後地は、依然として家屋、及び、事業所が密集しており、防護の必要性に変化はありません。また、近年の異常気象に伴う台風の大型化なども懸念されています。さらに、当地区の地元住民の危機管理意識が向上しています。このことから、海岸保全施設の老朽化、高潮、地震対策の実施が急務となっています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

今回の再評価にあたり、平成25年度時点の費用対効果分析結果は3.43となっています。

$$B \text{ (便益)} = 69.84 \text{ 億円}$$

$$C \text{ (費用)} = 20.35 \text{ 億円}$$

$$B/C = 3.43$$

4-2 地元意向

近年の台風の大型化や集中豪雨の多発等、相次いで発生する異常気象に対応するため、早期の施設整備完了が望まれています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

堤防前面に設置されている既設消波ブロックを離岸堤の中詰材として転用することで、約5千万円のコスト縮減を図ることができました。

今後も、更なるコスト縮減が図れるよう努めてまいります。

5-2 代替案

コストと効果を考慮した施設の最適な配置計画であること、及び、離岸堤等の進捗状況を勘案すると、現計画で整備を進めることが妥当であると判断しています。

再評価の経緯

当事業は、今回が初回の再評価となるため、過去からの再評価の経緯はありません。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。

磯津地区海岸の位置図

